

第1希望施設名			
申込児童氏名			
申込児童生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

就労内定に関する確認書

市川市長宛

保育施設の利用申込みにあたり、以下の確認事項について確認します。

(必ず確認の上でチェックしてください。)

(1)	入園後、 <u>申込み時に提出した就労証明書と同じ職場に同じ労働契約上の条件(1か月あたりの合計就労時間)</u> で就労を開始しない場合は、他の職場で就労していたとしても保育の実施は解除(以下退園とします)となります。	☐
(2)	入園後、入園の翌月10日までに就労を開始しない場合は、退園となります。	☐
(3)	保育施設への入園内定後、入園までの間に、内定している職場に就職をしないことや就労時の条件が申込み時と変わることがわかった場合は、入園内定又は入園承諾決定を取り消します(内定辞退に該当するため、再度入園の申込みをした際、選考において不利になります)。	☐
(4)	保育施設への入園内定を辞退した場合には、翌月以降に再度申込みをした際の利用調整において、同点の場合は優先順位の2位により不利になります。また、12か月間(例:4月入所1次利用調整での内定を辞退した場合は、翌年の4月入所2次利用調整まで)内定辞退の調整指数5点を減点します。	☐
(5)	就労内定が取り消しになった場合や、就労内定を辞退した場合は、必ず申込み期間中にこども施設入園課に連絡してください。	☐
(6)	申込み中に就労を開始した場合は、就労開始後に作成された就労証明書と保育所等利用申込書等記載事項変更届を提出してください。	☐
(7)	内定を証明する就労証明書の有効期限は2か月(利用調整2回分)です。期限が切れた後も内定が続いている場合は、新たに作成された就労証明書を申込み期間中に提出してください。提出がない場合は、求職活動の指数に変更します。 ただし、就労証明書の備考欄に保育施設入園後、翌月10日までに就労を開始する旨の記載がある場合、2か月ごとの再提出は不要です。	☐
(8)	原則として、内定を証明する就労証明書の期限切れを市から保護者に連絡することはありません。申請書類は、保護者の責任において提出してください。	☐

【次頁の誓約書もご記入ください】

誓 約 書

市川市長宛

私は、前頁「就労内定に関する確認書」の確認事項を了承し、保育施設の入園が決定した場合について、以下のことを誓約します。

- ① 保育施設に入園した月の翌月１０日までに必ず下記の勤務先、労働契約で就労すること。

就労する勤務先の名称(会社名等) ※ 派遣社員の場合は、派遣元	
就労開始時の労働契約上の就労時間 (休憩時間を除く1日あたりの就労時間×1か月あたりの就労日数)	1か月 時間以上

- ② 市が指定した期限までに就労開始後に作成された就労証明書を提出すること。

- ③ 下記に該当する場合は入園の内定を辞退すること、または保育の実施を解除されること（退園）になっても異議を申し立てないこと。

- 市が指定した期限までに就労を開始できない場合
- 上記①に記入した勤務先で就労しない場合(派遣社員は派遣元の変更を含む)
※ 勤務地や部署、派遣先等の変更は可。
- 上記①に記入した労働契約上の就労時間より少ない就労時間で就労を開始した場合
※ 労働契約を変更しない時短勤務は可。
- 就労開始後、市が指定した期限までに就労証明書を提出しない場合

提出日： 年 月 日 (年 月入園の利用調整から適用)

申告者（就労予定者）氏 名： _____

住 所： _____

電話番号： _____